

村内保育所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止（第3波以降）に向けた取組について

県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
村の感染レベル	レベル1		レベル2	レベル3
保育の提供	通常通り保育提供		①保育の提供縮小 ②家庭保育協力依頼	①保育の提供縮小（特別保育） ②登園自粛要請 ③臨時休園
子ども（職員）に発熱等の風邪症状がある （下痢・倦怠感）	医療機関の受診・相談 自宅療養要請		家庭保育協力依頼 又は登園自粛要請	登園自粛要請
子ども（職員）の同居家族に発熱等の風邪 症状がある（下痢・倦怠感）	子ども（職員）の健康状態に注意し 通常通り登園		家庭保育協力依頼	登園自粛要請
子ども（職員）の県外・離島への渡航	子ども（職員）の健康状態に注意し 通常通り登園		子ども（職員）の健康状態に注意し 通常通り登園又は2週間程度の自宅待機	2週間程度の自宅待機
子ども（職員）の同居家族の県外・離島へ の渡航	子ども（職員）の健康状態に注意し 通常通り登園			2週間程度の自宅待機
子ども（職員）が濃厚接触者	登園自粛（保健所の指示を仰ぐ） 2週間の健康観察			
子ども（職員）の同居家族が濃厚接触者	家庭保育協力依頼 又は健康状態に注意し、登園			登園自粛要請
子ども（職員）が感染者	登園停止（登園の目安：保健所の許可など）			
子ども（職員）の同居家族が感染者	登園自粛（保健所の指示を仰ぐ） 2週間の健康観察			